

杉並区プロポーザル選定委員会条例（平成 26 年杉並区条例第 4 号）
第 1 条に基づき、下記のとおり区長（もしくは教育委員会）の附属機関
として杉並区プロポーザル選定委員会を設置するため告示する。

令和 8 年 5 月 29 日

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 杉並区プロポーザル選定委員会の名称
杉並区児童相談所夜間・休日電話相談業務受託者候補者選定委員会
- 2 設置目的
杉並区児童相談所夜間・休日電話相談業務の受託者候補者の選定に
関し必要な事項を調査審議する。
- 3 設置期間
令和 8 年 5 月 29 日から受託者候補者の選定を完了した日まで
- 4 委員の構成
 - (1) 学識経験者 2 人
 - (2) 弁護士 1 人
 - (3) 杉並区子ども家庭部長
 - (4) 杉並区子ども家庭部子ども安全対策担当課長